

「改正児童福祉法施行に向けた社会的養護経験者等に対する自立支援の実態把握等  
に関する調査研究業務一式」  
応札資料作成要領

1. 提案書の作成

件名：改正児童福祉法施行に向けた社会的養護経験者等に対する自立支援の実態把握等  
に関する調査研究業務一式

(1) 提出書類（GEPSによらず直接または郵送で提出する場合は、記載している部数を提出すること）

- ① 提案申請書 1部
- ② 技術提案書 8部（別紙様式1） 原本1部・写し7部※会社名無し
- ③ 評価基準票（提案書項番号を記載したもの） 7部
- ④ 令和04・05・06年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）（写） 1部
- ⑤ 提出者の概要（会社概要等）が分かる資料 1部
- ⑥ 類似の案件に関する調査研究を行った実績が分かる資料 7部 ※会社名無し
- ⑦ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙様式2） 1部
- ⑧ 保険料納付に係る申立書（別紙様式3） 1部
- ⑨ 自己申告書（別紙様式4） 1部
- ⑩ 下記のア～エの書類について、該当する場合当該書類（写） 1部
  - ア 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定（えるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書  
※労働時間の基準を満たすものに限る。
  - イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条に基づく認定（プラチナえるぼし認定）に関する基準適合認定一般事業主認定通知書
  - ウ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（くるみん認定及びプラチナくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書
  - エ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書
  - オ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届
- ⑪ 従業員への賃金引上げ計画の表明書（別紙様式5-1又は5-2）（表明する意思がある場合のみ提出すること）  
※表明書については、別紙様式5-1又は5-2の内容が具備されていれば、任意様式で差し支えない。

(2) 提出期限

令和5年8月31日（木）17時00分

(3) 提出先

下記記載の「本件担当、連絡先」

(4) 提出に当たっての留意事項

- ① 会社名無しの提案書類については、会社名、ロゴマーク等一切記載せず、提案者が特定できないように最大限の配慮を行うこと。
- ② 十分分かりやすい日本語で記載すること。なお、パンフレット等で日本語以外の資料がある場合には、該当する部分の日本語訳を添付すること。
- ③ 技術提案書について、紙媒体は、A4判カラーにて作成し、特別に大きい図面等が必要な場合は、原則としてA3判にて提案書類の中に折り込むこと。
- ④ 極力ページ数を抑えること。
- ⑤ 特段の専門的な知識や商品に関する一切の知識を持っていない者でも評価が可能な技術提案書を作成すること。なお、必要に応じて、用語解説などを添付すること。
- ⑥ こども家庭庁側から連絡が取れるように、提案申請書には連絡先（担当者の氏名、所属、電話番号及びメールアドレス）を明記すること。
- ⑦ 補足資料の提出やヒアリング等を行う場合があるので、こども家庭庁の指示に従い対応すること。
- ⑧ 技術提案書の作成にあたっては、少なくとも以下の点について記載すること。

※別紙様式1参照

ア 事業内容（事業目的に対する考え方の整理など）

イ 実施方法

- ・アンケート調査及びヒアリング調査
- ・事例集の作成
- ・報告会の開催

ウ 事業計画

- ・スケジュール
- ・具体的な人員体制等

エ 実績（類似業務の実績など）

オ 調査等の実施能力

(5) 書類作成に要した経費負担

提案書類等の作成に要した経費は、全て提案者の負担とする（審査により選外となった業者に対しては、経費は一切支給されない。）。

## 2. 留意事項

- (1) 特許権及び著作権等のある者を提案に利用する場合には、事前に承諾を得ること。
- (2) 受託者は、調査票の作成・印刷・発送及び報告書の納品まで責任を持って契約書のとおり履行すること。
- (3) 受託者は、こども家庭庁に対して定期的に報告又は打合せを行い、期限内に完成すること。
- (4) 採用された業者は、以下の理由以外は、この仕様書及び納品場所についての不明を理由として異議又は契約の解除を申し出ることには出来ない。
  - ① 契約期間内に予期することが出来ない経済事情等が生じ、契約の履行ができなく

なった場合。

② 申し出に正式な理由があると支出負担行為担当官が認めたとき。

(5) この作成要領に疑義が生じた場合は、本件担当まで問い合わせを行うこと。

**【本件担当】**

住所：〒100-6090 東京都千代田区霞が関3-2-5

担当：こども家庭庁支援局家庭福祉課

社会的養育支援係 河村、宮口

TEL：03-6859-0174

メールアドレス：kateifukushi.youikushien@cfa.go.jp

技術提案書

(件名)

改正児童福祉法施行に向けた社会的養護経験者等に対する自立支援の実態把握等に関する調査研究業務一式

ア 事業内容

※様式自由（別紙可）

イ 実施方法

- ・ アンケート調査及びヒアリング調査

※様式自由（別紙可）

- ・ 社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン(案)の作成

※様式自由（別紙可）

ウ 事業計画

- ・ スケジュール

※様式自由（別紙可）

- ・ 具体的な人員体制等

※様式自由（別紙可）

エ 実績

※様式自由（別紙可）

オ 調査等の実施能力

※様式自由（別紙可）

暴力団等に該当しない旨の誓約書

私

当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所(又は所在地)

社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

支出負担行為担当官  
こども家庭庁支援局長 殿

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 内閣府から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、内閣府所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、内閣府所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

支出負担行為担当官  
こども家庭庁支援局長 殿

(別紙様式5-1)

※ 大企業用

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年）において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率3%以上とすること  
を表明いたします。（又は 従業員と合意したことを表明いたします。）

令和 年 月 日

株式会社○○○○

（住所を記載）

代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

従業員代表

氏名 ○○ ○○ 印

給与又は経理担当者

氏名 ○○ ○○ 印

※ 下線部については、実情に応じて括弧内の記載を選択すること。



(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出すること。  
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出すること。
2. 暦年により賃上げを表明した場合には、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出すること。
3. 上記1. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとする。
4. 上記3. による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点事由判明時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとする。

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年）において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率1.5%以上とすることを表明いたします。  
（従業員と合意したことを表明いたします。）

令和 年 月 日  
株式会社○○○○  
（住所を記載）  
代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日  
株式会社○○○○  
従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印  
給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

※ 下線部については、実情に応じて括弧内の記載を選択すること。

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出すること。  
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出すること。
2. 暦年により賃上げを表明した場合には、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出すること。
3. 上記1. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとする。
4. 上記3. による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点事由判明時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとする。